**官民境界立会申請書**

１　申請の場所　　足柄上郡開成町　　　　　　　　　　　　　番地先

２　境界設定の目的

及び事由

３　立会希望年月日　　　　　 　　年　 　月 　　日　　　　時　　　分

４　施設工事等の　　自　　　　 年　 　月 　　日

予定年月日　　　　至　　　　 年　 　月 　　日

５　添　付　書　類　　①　付近の案内図及び公図写

　　　　　　　　　　　　②　隣接地所有者一覧表

　　　　　　　　　　　　③　その他（地積測量図、神奈川県実施区間査定図）

上記のとおり、公有地と私有地の境界設定をいたしたいので、立会を願いたく申請いたします。

　　　　　年　　　月　　　日

開成町長　様

申 請 者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先

＊別紙、注意事項をよくお読みください。

隣接地所有者一覧表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　　在　　地 | 地 目 | 地 積 | 所有者の住所（電話番号） | 氏　　名 |
| 開成町 |  | ㎡ |  | （　　　　　　　） |  |
|  |  |  |  | （　　　　　　　） |  |
|  |  |  |  | （　　　　　　　） |  |
|  |  |  |  | （　　　　　　　） |  |
|  |  |  |  | （　　　　　　　） |  |
|  |  |  |  | （　　　　　　　） |  |
|  |  |  |  | （　　　　　　　） |  |
|  |  |  |  | （　　　　　　　） |  |
|  |  |  |  | （　　　　　　　） |  |
|  |  |  |  | （　　　　　　　） |  |
|  |  |  |  | （　　　　　　　） |  |
|  |  |  |  | （　　　　　　　） |  |
|  |  |  |  | （　　　　　　　） |  |
|  |  |  |  | （　　　　　　　） |  |
|  |  |  |  | （　　　　　　　） |  |
|  |  |  |  | （　　　　　　　） |  |
|  |  |  |  | （　　　　　　　） |  |

＊　記載する範囲は原則として、申請地の両隣りと道路、河川、水路などを

へだてた向かい側の相対する土地とする。

委　　任　　状

住　所

氏　名

私は上記の者を代理人として定め、　　　　年　　　月　　　日に行われる下記の土地と官地（道路、水路）との境界立会に関する一切の権限を委任します。

記

土地の表示

足柄上郡開成町　　　　　　字　　　　　　　 　　　 　番地

　　　　年　　　月　　　日

委 任 者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

官民境界立会相続人代表者申出書

被相続人

住所

氏名

上記被相続人所有の下記の土地の相続人代表者として、官民境界立会における権限を相続人を代表して執行します。

なお、他の全ての相続人には、私から官民境界立会の実施及び成果について報告いたします。

代表して執行する権限

開成町地内の表示の土地及びその隣接地において、上記被相続人所有の土地につき、官民境界立会に関する一切の件。

土地の表示

　足柄上郡開成町　　　　　　　字　　　　　　　　　　　　　　　番

　足柄上郡開成町　　　　　　　字　　　　　　　　　　　　　　　番

　足柄上郡開成町　　　　　　　字　　　　　　　　　　　　　　　番

　足柄上郡開成町　　　　　　　字　　　　　　　　　　　　　　　番

※対象地番が多数あり記入しきれない場合は、別紙に一覧表を作成し、添付すること。

　　　年　　　月　　　日

相続人代表者

　　　　住所

　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

**開成町官民境界立会実施に関する注意事項**

申請に当たっての事項

・立会での測量等に係る費用は全て申請者の方のご負担となります。

・隣接地所有者は、法務局の土地登記簿にて確認をしてください。

・立会日の日程調整は、申請者の方で行っていただきます。また、申請書をご提出いただいてから１０日程度おいて、実施するようにお願いいたします。

・立会日時が決定でき次第、隣接地所有者に連絡していただき、当日に出席いただくようにしてください。

・隣接地所有者への連絡は申請者の方が責任をもって行い、立会日時や場所等を文書などで明確にお伝えください。

・立会にやむを得ず出席できない隣接地所有者で第三者が代理となる場合は、必ず別紙の委任状を提出してください。

・土地所有者が制限行為能力者の場合は、その法定代理人（親権者・後見人等）が同様の対応をしてください。この場合、法定代理人は、法定代理人であること証する書面を添付のうえ、書類等に制限能力者及び自己の氏名を併記押印してください。

・申請書の連絡先には、この立会申請書の測量等をお受けになる方（土地家屋調査士、測量士等）の住所、会社名（担当者）を記載してください。

立会により境界が確定した場合の事項

・立会により境界が確定したら、境界点に町が支給するプラスチック杭又は金属プレートを埋設してください。埋設できたら、町職員の確認を受けるようにしてください。なお、プラスチック杭はコンクリート根巻き等を行い、金属プレートは不動の構造物の天端にアンカーでしっかりと固定し、動かないようにしてください。やむを得ず、鋲又は図上点となる場合は、事前に町職員と調整してください。

・境界確定図の記載事項【※別紙「境界確定図作成例」を参照】

　①公図（１／６００）

②境界確定図（１／２５０を原則、境界点をタスキ掛けによって距離を記入）

＊公図・平面図には確定箇所は朱線で重複線をいれること。また、境界点は数値化として座標値一覧表（原則、世界測地系２０１１）と備考欄に杭種等を記載すること。また、立会年月日、測量年月日、測量者等のタイトルボックスも記載すること。

* 基準点が設置されている土地・建物に立ち入る場合は、土地の所有者（権利者）の承諾を得てください。
* 境界確定図案が作成された時点で、立会者の署名、押印をいただく前に必ず町職員の確認を受けるようにしてください。

・成果品

　①境界確定図　２部（立会者の署名、押印をいただいもの）

町の確認後、開成町長印を押印のうえ１部を申請者の控えとしてお返しいたします。なお、境界確定後の土地活用で当該図面による境界証明が必要な場合は、成果品と一緒に必要な枚数の境界確定図を提出してください。

　②境界確定図のPDF変換データ　１部